

美郷町立図書館資料選定収集方針

平成 27 年 6 月 30 日策定
美郷町立図書館 みさと本の森

1 目的

この方針は、美郷町立図書館の奉仕活動を十分に展開するため、図書館資料（以下「資料」という。）の選定収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 図書館は、町民の学習活動、文化活動、レクリエーション等を適時、適切に援助するため、町民の多様な資料要求に十分配慮して必要な資料の選定収集に努める。
- (2) 貸出を主体とする第一線図書館としての役割を十分に果たすため選定収集の迅速化を重視し、常に能率的な方法を追求する。
- (3) 資料の選定収集にあたっては、図書館は、町民の知る自由を保障する機関としての役割を担い、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」の次の立場を基本姿勢とする。

ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはない。

ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。

なお、図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

- (4) この方針の今度の取り扱いについては、次による。

ア この方針は、寄贈及び寄託資料の受入れについても適用する。

イ この方針は、公開して広く町民の検討と協力を得るように努める。

3 一般方針

- (1) 収集する資料は、図書、新聞、雑誌及び視聴覚資料とする。
- (2) 図書館員は、図書館の規模、地域性に応じた蔵書構成に考慮し、町民のニーズ及び利用傾向の分析に努め、選定収集に反映させるものとする。
- (3) 町民の多様な読書要求に応えるため、図書の発行状況等を踏まえ、県立図書館や

他の市町村立図書館との連携協力も考慮して、図書館機能が十分発揮できる種類及び量の図書の整備に努める。

- (4) 美郷町に関する郷土出版物は原則として全て収集する。島根県及び県内市町村に関する資料は、基本的資料及び美郷町に特に関係のある資料を中心に収集する。
- (5) 入手可能なリクエスト資料は、この方針の定める基準により、優先的に収集する。
- (6) 資料の収集の可否は、運営委員会の検討を経て決定する。

4 選定基準

- (1) 「町民のニーズに合致した蔵書を構築する」という原則の上に立って、職員の実務経験による蓄積を生かしながら、各分野にわたり、一般的で、利用が見込めると思われる資料を包括的、重点的に収集する。また、次の選定資料の図書は積極的に収集する。

- ア 日本図書館協会選定図書
- イ 各賞受賞図書
- ウ ベストセラー（全国・県内）
- エ ベストリーダーズ（各図書館）
- オ 新聞・週刊誌の書評で取り上げられた図書

- (2) 選定除外資料

次の資料は原則として選定対象から除外する。

- ア 人権又はプライバシーを侵害するもの。
- イ わいせつ出版物として判決が確定したもの。
- ウ 学習参考書、各種試験問題集、高度な学術書等

- (3) 複本については、利用状況等を考慮しながら、必要に応じて収集する。

5 委任

この方針に定めるもののほか、資料の選定収集に関し必要な事項は、館長が定める。